

水害編（木造・プレハブ）

調査票記入の手引き

（１）通常の調査**１）第１次調査票Ａ（外力による一定以上の損傷あり）**

i) 調査票記入にあたっての留意事項

- 1) 黒地に白抜きの数値の項目が現場で調査する項目です。「判定へ」等の指示がない限り、1から順番に全ての項目についての調査を実施します。
- 2) 白地の項目（調査日、調査員名、所在地、世帯主等）は事前に役場等で記入しておくとい良いでしょう。

ii) 調査項目部分の記入

- 3) 「２．住家」は、居住のために使用されている建物である場合にチェックを入れます。
- 4) 「３．配置状況」は、これから判定しようとしている住家の範囲（居住の用に供されていると推定される部分）が分かるように記入して下さい。建物の外形を詳細に再現する必要はありません。

※判定する住家の範囲を確定した段階で、当該住家全体（外部から撮影できる全ての面）の写真を撮影し記録しておいてください。

- 5) 「４．外観」は該当するものがあつた場合はチェックをし、矢印に従って判定に進み、全壊にチェックを入れて終了です。
- 6) 「５．構造」は、「木造・プレハブ」である場合にチェックを入れます。
- 7) 「６．階高」は、住家が「戸建ての１～２階建て」である場合にチェックを入れます。
- 8) 「７．外力」は、住家に「津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することにより、「外壁」及び「建具（サッシ・ガラス・ドア）」の損傷程度が50～100%（程度Ⅲ～Ⅴで、浸水による損傷を除く。）に該当する損傷がある」場合にチェックを入れます。

※「５．構造」～「７．外力」のいずれか1つでも該当しない項目があれば、第１次調査には不相当であるため、第２次調査を行います。

- 9) 「５．構造」～「７．外力」すべてに該当する場合、「８．浸水深」を調査します。浸水深の最も浅い部分で測定し、該当する項目にチェックを入れ、「判定」欄に損害割合を記入し、該当欄にチェックを入れて終了です。

2) 第1次調査票B（外力による一定以上の損傷なし）

i) 調査票記入にあたっての留意事項

- 1) 黒地に白抜き数字の項目が現場で調査する項目です。「判定へ」等の指示がない限り、1から順番に全ての項目についての調査を実施します。
- 2) 白地の項目（調査日、調査員名、所在地、世帯主等）は事前に役場等で記入しておくとい良いでしょう。

ii) 調査項目部分の記入

- 3) 「2. 住家」は、居住のために使用されている建物である場合にチェックをいれます。
- 4) 「3. 配置状況」は、これから判定しようとしている住家の範囲（居住の用に供されていると推定される部分）が分かるように記入して下さい。建物の外形を詳細に再現する必要はありません。

※判定する住家の範囲を確定した段階で、当該住家全体（外部から撮影できる全ての面）の写真を撮影し記録しておいてください。

- 5) 「4. 外観」は該当するものがあつた場合はチェックをし、矢印に従って判定に進み、全壊にチェックを入れて終了です。
- 6) 「5. 構造」は、「木造・プレハブ」である場合にチェックを入れます。
- 7) 「6. 階高」は、住家が「戸建ての1～2階建て」である場合にチェックを入れます。
- 8) 「7. 外力」は、住家に「津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することにより、損傷程度が50～100%（程度Ⅲ～Ⅴで、浸水による損傷を除く。）に該当する損傷が「外壁」に1箇所も発生していない又は「建具（サッシ・ガラス・ドア）」に1箇所も発生していない」場合にチェックを入れます。

※「5. 構造」～「7. 外力」のいずれか1つでも該当しない項目があれば、第1次調査には不相当であるため、第2次調査を行います。

- 9) 「5. 構造」～「7. 外力」すべてに該当する場合、「8. 浸水深」を調査します。浸水深の最も深い部分で測定し、「浸水深が床上まで達していない（床下浸水）」場合にはチェックをし、矢印に従って判定に進み、該当する場合は準半壊に至らない（一部損壊）にチェックを入れます。なお、該当しない場合は第2次調査を実施します。
- 10) 「判定」欄に損害割合を記入し、該当欄にチェックを入れて終了です。

3) 第2次調査票A

i) 調査票記入にあたっての留意事項

- 1) 調査票第2次Aは「戸建て1～2階建てで住家に津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することにより、「外壁」及び「建具（サッシ・ガラス・ドア）」の損傷程度が50～100%（程度Ⅲ～Ⅴで、浸水による損傷を除く。）に該当する損傷がある場合」もしくは、「戸建ての1～2階建てでない場合」に使用します。
- 2) 黒地に白抜きの数字の項目が現場で調査する項目です。「判定へ」等の指示がない限り、1から順番に全ての項目についての調査を実施します。
- 3) 白地の項目（調査日、調査員名、所在地、世帯主等）は事前に役場等で記入しておくとい良いでしょう。

ii) 調査項目部分の記入

- 4) 「2. 住家」は、居住のために使用されている建物である場合にチェックをいれます。
- 5) 「3. 配置状況」は、これから判定しようとしている住家の範囲（居住の用に供されていると推定される部分）が分かるように記入して下さい。建物の外形を詳細に再現する必要はありません。

※判定する住家の範囲を確定した段階で、当該住家全体（外部から撮影できる全ての面）の写真を撮影し記録しておいてください。

- 6) 「4. 外観」は、該当するものがあつた場合はチェックをし、矢印に従って判定に進み、「全壊」にチェックを入れて終了です。
- 7) 「5. 傾斜」の計測の際の下げ振りの垂直部分の長さは120cmとしています。「5. 傾斜」の平均値が6cm以上の場合は、矢印に従って判定に進み、全壊にチェックを入れて終了です。
- 8) 「6. 躯体」は、損傷率が75%以上の場合は、矢印に従って判定に進み、全壊にチェックを入れて終了です。

【基礎について】

※基礎の判定において、目視調査により明らかに75%以上もしくは75%未満の場合には、損傷基礎長等の計測は不要です。75%以上かどうかを目視により判断できない場合にのみ計測を行ってください。

【柱（又は耐力壁）について】

※柱（又は耐力壁）の損傷率が75%以上かどうか明らかではない場合は、「8（平面図）」以降に進んでください。

- 9) 「7. 基礎」の「外力等」について、基礎に外力等による損傷率がみられる場合、該当する損傷率の列の値（損害割合）に○印をつけてください。「汚泥」について、床下に汚泥の堆積がみられる場合、□にチェックし、損害割合を1%とします。「外力等※」

による損害割合と「汚泥」による損害割合の和を「計」に記入してください。

- 10) 「8（平面図）」では、各階平面図及び屋根伏図を記入します。平面図は「10. 外壁」～「16. 建具」において各部位の損傷箇所と損傷程度を記載し、被害の面積比率を判断するために利用しますので、各階の間取り図がわかるように記載します。例えば、ふすまや畳などを目安に、一マスを半間とすると書きやすくなります。1枚で全ての図面を記入できない場合は、コピーして使用してください。
- 11) 調査票第2次A-3、「9. 面積率」の床面積率と屋根面積率について、階別に判定した部位別損害割合から住家全体の損害割合を算出するために用います。「主要階」と「その他階」それぞれにおいて、面積率の合計が1.0になるように記入してください。
- 12) 「10. 外壁」～「16. 建具」について、左側の「主要階」の列は、主要階の面積を100%とした場合の損傷程度毎の面積率、右側の「その他階」の列は、その他階の面積を100%とした場合の損傷程度毎の面積率について、該当する箇所に○をつけてください。その際、**面積率の合計は100%を超えない**ようにしてください。

なお、面積率について、20%刻みで判定しづらいものについては、同一の損傷程度で複数の面積率の列の値に○をつけても構いません。（「～10%」の列の値とその他のいずれかの面積率の列の値に○をつけることにより、10%刻みで判定することができます）

各部位毎に、どの部分にどの程度の被害があったかについては、後から確認することができるよう、「10）」で作成した平面図に書き込んでください。

- 13) また、損害割合について、太字になっているものは、主に浸水による被害があった場合に用います。太字になっていない損害割合は、主に物理的被害があった場合に用います。

【主要階について】

※主要階とは、「1階もしくは1階以外の階で台所・食堂・居間の全てを有する階」のことです。通常は1階が主要階ですが、例えば、3階建住家の2階に台所・食堂・居間の全てがある場合、2階を「主要階」、1階と3階を「その他階」とします。

- 14) 「17. 設備」について、浴室、台所が存在する階と損傷の状況について該当するところに○印をつけてください。右側のその他の欄は、浴室及び台所以外の設備に被害があった場合に適宜、利用してください。
- 15) 「17. 設備」で調査終了です。「損害割合算出表」に従って計算し判定します。

iii) 損害割合算出表等の記入

- 16) 調査票第2次A-3の「10. 外壁」から「16. 建具」までの各部位について、「主要階」、「その他階」別に○のついている数字の合計値を「計」の欄に記入してください。外壁、内壁、床（階段含）、柱（又は耐力壁）、天井、建具については、「計」に各階の床面積率を、屋根については「計」に各階の屋根面積率を乗じて得られた値をB欄（主要階）、C欄（その他階）に記入して下さい。
- 17) 調査票第2次A-3の「17. 設備」について、主要階、その他階のそれぞれの階に存

- する設備の損害割合の合計を計のB欄（主要階）、C欄（その他階）に記入して下さい。
- 18) 調査票第2次A-1の損害割合算出表の「b」列には3頁目のB欄の値を、「c」列にはC欄の値を転記して下さい。
 - 19) 「d」列は、「b」列の値と「c」列の値の合計値を小数点以下第1位で四捨五入した値を記入して下さい。なお、「d」列のうち「13. 柱（又は耐力壁）」の合計値が11%以上となった場合、「判定」に進み、「全壊」にチェックを入れて終了です。
 - 20) 「e」列は、「b」列の値に1.25を乗じた値、「f」列は「c」列の値に0.5を乗じた値を記入します。

※なお、各階の損害割合に乘じる係数（1.25 及び 0.5）は、一般的な住家として1階と2階の床面積比が2：1程度の住家を想定して、設定した係数であることから、住家の1階と2階の床面積比が、これと大きく異なる場合等においては、別途各階の損害割合に乘じる係数を設定することも必要なことと考えられます。

- 21) 「g」列には、「e」列の値と「f」列の値の合計値を小数点以下第1位で四捨五入した値を記入して下さい。ただし、「a」列に記載してある構成比を上回ることはできません。「a」の値よりも大きな値となった場合は、「a」の値を記載して下さい。
- 22) 「d」列の合計値と「g」列の合計値を計算し、それぞれ「あ」、「い」に記入します。
- 23) 「5. 傾斜」が2cm未満の場合、「あ」又は「い」のうち大きいほうの値を「判定」の損害割合の欄に記入し、該当する被害の程度にチェックを入れて終了です。
- 24) 「5. 傾斜」が2cm以上であった場合のみ、「h」列を使用します。「あ」>「い」の場合「d」列の値を、「あ」≤「い」の場合「g」列の値を、それぞれ「h」列に転記して下さい。「7. 基礎」及び「13. 柱（又は耐力壁）」の値は用いません。転記した値の和に15%を加えた値を「う」に記入します。「あ」、「い」又は「う」の値のうち最大の値を「判定」の損害割合の欄に記入し、該当する被害の程度にチェックを入れて終了です。

4) 第2次調査票 B

i) 調査票記入にあたっての留意事項

- 1) 調査票第2次Bは「戸建て1～2階建てで津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することにより、損傷程度が50～100%（程度Ⅲ～Ⅴで、浸水による損傷を除く。）に該当する損傷が「外壁」に1箇所も発生していない又は「建具（サッシ・ガラス・ドア）」に1箇所も発生していない場合」に使用します。
- 2) 黒地に白抜き数字の項目が現場で調査する項目です。「判定へ」等の指示がない限り、1から順番に全ての項目についての調査を実施します。
- 3) 白地の項目（調査日、調査員名、所在地、世帯主等）は事前に役場等で記入しておくとい良いでしょう。

ii) 調査項目部分の記入

- 4) 「2. 住家」は、居住のために使用されている建物である場合にチェックをいれます。
- 5) 「3. 配置状況」は、これから判定しようとしている住家の範囲（居住の用に供されていると推定される部分）が分かるように記入して下さい。建物の外形を詳細に再現する必要はありません。

※判定する住家の範囲を確定した段階で、当該住家全体（外部から撮影できる全ての面）の写真を撮影し記録しておいてください。

- 6) 「4. 外観」は、該当するものがあつた場合はチェックをし、矢印に従って判定に進み、「全壊」にチェックを入れて終了です。
- 7) 「5. 傾斜」の計測の際の下げ振りの垂直部分の長さは120cmとしています。「5. 傾斜」の平均値が6cm以上の場合は、矢印に従って判定に進み、全壊にチェックを入れて終了です。
- 8) 「6. 躯体」は、損傷率が75%以上の場合は、矢印に従って判定に進み、全壊にチェックを入れて終了です。

【基礎について】

※基礎の判定において、目視調査により明らかに75%以上もしくは75%未満の場合には、損傷基礎長等の計測は不要です。75%以上かどうかを目視により判断できない場合にのみ計測を行ってください。

【柱（又は耐力壁）について】

※柱（又は耐力壁）の損傷率が75%以上かどうか明らかではない場合は、「8（平面図）」以降に進んでください。

- 9) 「7. 基礎」の「外力等」について、基礎に外力等による損傷率がみられる場合、該当する損傷率の列の値（損害割合）に○印をつけてください。「汚泥」について、床下に汚泥の堆積がみられる場合、□にチェックし、損害割合を1%とします。「外力等」に

よる損害割合と「汚泥」による損害割合の和を「計」に記入してください。

- 10) 「8（平面図）」では、各階平面図及び屋根伏図を記入します。平面図は「10. 外壁」～「16. 建具」において各部位の損傷箇所と損傷程度を記載し、被害の面積比率を判断するために利用しますので、各階の間取り図がわかるように記載します。例えば、ふすまや畳などを目安に、一マスを半間とすると書きやすくなります。1枚で全ての図面を記入できない場合は、コピーして使用してください。
- 11) 調査票第2次B-3、「9. 面積率」の床面積率と屋根面積率について、階別に判定した部位別損害割合から住家全体の損害割合を算出するために用います。「主要階」と「その他階」それぞれにおいて、面積率の合計が1.0になるように記入してください。
- 12) 「10」～「16」について、左側の「主要階」の列は、主要階の面積を100%とした場合の損傷程度毎の面積率、右側の「その他階」の列は、その他階の面積を100%とした場合の損傷程度毎の面積率について、該当する箇所に○をつけてください。その際、**面積率の合計は100%を超えない**ようにしてください。
- なお、面積率について、20%刻みで判定しづらいものについては、同一の損傷程度で複数の面積率の列の値に○をつけても構いません。（「～10%」の列の値とその他の何れかの面積率の列の値に○をつけることにより、10%刻みで判定することができま
- す）
- 各部位毎に、どの部分にどの程度の被害があったかについては、後から確認することができるよう、「11）」で作成した平面図に書き込んでください。
- 13) また、損害割合について、太字になっているものは、主に浸水による被害があった場合に用います。太字になっていない損害割合は、主に物理的被害があった場合に用います。

【主要階について】

※主要階とは、「1階もしくは1階以外の階で台所・食堂・居間の全てを有する階」のことです。通常は1階が主要階ですが、例えば、3階建住家の2階に台所・食堂・居間の全てがある場合、2階を「主要階」、1階と3階を「その他階」とします。

- 14) 「17. 設備」について、浴室、台所が存在する階と損傷の状況について該当するところに○印をつけてください。右側のその他の欄は、浴室及び台所以外の設備に被害があった場合に適宜、利用してください。
- 15) 「17. 設備」で調査終了です。「損害割合算出表」に従って計算し判定します。

iii) 損害割合算出表等の記入

- 16) 調査票第2次B-3の「10. 外壁」から「16. 建具」までの各部位について、「主要階」、「その他階」別に○のついている数字の合計値を「計」の欄に記入してください。外壁、内壁、床（階段含）、柱（又は耐力壁）、天井、建具については、「計」に各階の床面積率を、屋根については「計」に各階の屋根面積率を乗じて得られた値をB欄（主要階）、C欄（その他階）に記入して下さい。
- 17) 調査票第2次B-3の「17. 設備」について、主要階、その他階のそれぞれの階に存

- する設備の損害割合の合計を計のB欄（主要階）、C欄（その他階）に記入して下さい。
- 18) 調査票第2次B-1の損害割合算出表の「b」列にはB-3のB欄の値を、「c」列にはC欄の値を転記して下さい。
 - 19) 「d」列は、「b」列の値と「c」列の値の合計値を小数点以下第1位で四捨五入した値を記入して下さい。なお、「d」列のうち「14. 柱（又は耐力壁）」の合計値が11%以上となった場合、「判定」に進み、「全壊」にチェックを入れて終了です。
 - 20) 「e」列は、「b」列の値に1.25を乗じた値、「f」列は「c」列の値に0.5を乗じた値を記入します。

※なお、各階の損害割合に乘じる係数（1.25 及び 0.5）は、一般的な住家として1階と2階の床面積比が2：1程度の住家を想定して、設定した係数であることから、住家の1階と2階の床面積比が、これと大きく異なる場合等においては、別途各階の損害割合に乘じる係数を設定することも必要なことと考えられます。

- 21) 「g」列には、「e」列の値と「f」列の値の合計値を小数点以下第1位で四捨五入した値を記入して下さい。ただし、「a」列に記載してある構成比を上回ることはできません。「a」の値よりも大きな値となった場合は、「a」の値を記載して下さい。
- 22) 「d」列の合計値と「g」列の合計値を計算し、それぞれ「あ」、「い」に記入します。
- 23) 「5. 傾斜」が2cm未満の場合、「あ」又は「い」のうち大きいほうの値を「判定」の損害割合の欄に記入し、該当する被害の程度にチェックを入れて終了です。
- 24) 「5. 傾斜」が2cm以上であった場合のみ、「h」列を使用します。「あ」>「い」の場合「d」列の値を、「あ」≤「い」の場合「g」列の値を、それぞれ「h」列に転記して下さい。「14. 柱（又は耐力壁）」及び「8. 基礎」の値は用いません。転記した値の和に15%を加えた値を「う」に記入します。「あ」、「い」又は「う」の値のうち最大の値を「判定」の損害割合の欄に記入し、該当する被害の程度にチェックを入れて終了です。

(2) サンプル調査**1) サンプル調査その1・その2**

i) 調査票番号

- 1) 対象となる住家分の番号を振っておきます。

ii) 調査項目部分の記入

- 2) 「2. 住家」は、区域内に、居住のために使用されている建物 (=住家) がある場合にチェックを入れます。
- 3) 「3. 構造」は、2. のうち、木造・プレハブの住家がある場合にチェックを入れます。
- 4) 「4. 階高」は、3. のうち、木造・プレハブの戸建ての1～2階建ての住家がある場合にチェックを入れます。
- 5) 「5. 外力」は、4. の住家 すべて に『津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することにより、「外壁」及び「建具（サッシ・ガラス・ドア）」の損傷程度が50～100%（程度Ⅲ～Ⅴで、浸水による損傷を除く。）に該当する損傷がある場合』にチェックを入れます。

※「2. 住家」～「5. 外力」のいずれか1つでも該当しない項目があれば、サンプル調査を行うには不相当であるため、区域を見直すか、個別に調査を行います。

- 6) 「2. 住家」～「5. 外力」すべてに該当する場合、サンプル調査を行う区域の「6. 区域図」を記載します。基本的には住宅地図等、住棟の形が明確である図面を添付して下さい。
- 7) あわせて地形（等高線）も明らかにしておきます。
- 8) サンプル調査を実施した四隅の住家について、それぞれA～Dを記します。
- 9) 調査票「その2」では、A～Dの各々について、「住家流失」または浸水深の最も浅い部分で測定した場合「床上1.8m以上の浸水」であれば全壊とし、該当箇所にチェックを入れます。

※「A」～「D」のいずれか1つでも全壊に該当しない項目があれば、サンプル調査を行うには不相当であるため、個別に調査を行います。

iii) 判定の記入

- 10) そのうえで、A～Dすべてが全壊の場合、調査票「その1」最下部の判定欄にチェックを入れて終了です。

※区域内の木造・プレハブの戸建ての1～2階建ての住家以外の住家については、別途個別に調査を行います。